

編の不掲載に同意したことを推認させるものではない。被控訴人の上記主張は採用することができない。

もとより、「琉球新報」は被控訴人の発行するものであるから、執筆者との間で連載執筆契約が締結されたからといって、被控訴人の社はないし方針と反する場合には、編集権の行使として執筆者の提出した原稿を新聞紙上に掲載しないことに合理的な理由がないとは必ずしもいえないが、上記(1)コのとおり、当時、被控訴人が沖縄戦の「集団自決」に関して軍命令があったという教科書の記載を削除させる検定意見を撤回させるキャンペーンを張っていたとしても、被控訴人はこれを慶良間編の不掲載の理由として主張せず、証人枝川も証人尋問においてこのことを明確に否定している上、そのほか、被控訴人が社はないし方針と抵触しているので慶良間編を不掲載とした旨主張しているわけでもない。

以上によれば、被控訴人は、何ら合理的な理由もなく控訴人の執筆した慶良間編の掲載を一方的に拒否したと認めるほかなく、このことは、被控訴人の『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約の義務に違反し、債務不履行に該当するものといわざるを得ない。これに反する被控訴人の主張は採用することができない。

(4) 第181回の原稿の不掲載の債務不履行該当性について

被控訴人は、第181回の原稿の8割以上が他の新聞や『沖縄戦ショウダウン』の紹介であり、担当者が連載執筆契約の内容が初出の資料を用いた新連載であり、過去の連載を蒸し返す原稿を載せないことを確認したにもかかわらず、控訴人が同様の原稿を書いてきたため、控訴人に書き直すよう依頼したが、控訴人が拒否したため、第181回の原稿を掲載しなかったから、債務不履行にならない旨主張し、証人名城はこれに沿う供述をしている。

しかし、控訴人と被控訴人との間の『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約において、初出の資料のみを用いた新連載である旨の合意がなさ

れていたと認めることができないことは上記(2)ウにおける説示のとおりである。そして、第181回の原稿において、慶良間の「集団自決」について触れる中で『沖縄戦ショウダウン』や沖縄タイムスの宮城晴美の執筆に係る論稿、産経新聞の照屋昇雄に対する取材に関する記事がそれぞれ紹介されていたとしても、それだけでは『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約に違反するものとは認められないし、上記紹介も適宜抜粋したものであり、その後には、初出である赤松嘉次の2通の手紙（証人名城）が紹介されており、これと、上記『沖縄戦ショウダウン』等の紹介は明らかに関連性のあるものであることからすると、「全体の8割近くが新味のない焼き直し的なものである」などとして控訴人に書き換えを求める、控訴人がこれに応じなかつたからといってその掲載を拒否した判断は、『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約の内容を逸脱した合理性のないものであったと認めるのが相当である。もとより、第181回の原稿は、控訴人が慶良間編で取り上げようとした話題と同様のものとみられるが、慶良間編の不掲載に合理的な理由がないことは上記(3)における説示のとおりであり、控訴人が第181回の原稿において慶良間の集団自決に言及したことは、控訴人が被控訴人に対してこれに再度言及しないことを約束したような形跡もないもとで、その不掲載の合理的な理由となるものではない。また、被控訴人は、第181回の原稿が、被控訴人の社はないし方針に抵触したから、その掲載を拒否したと主張するわけでもない。

そうすると、被控訴人が第181回の原稿につき控訴人に書き換えを求める、控訴人がこれに応じなかつたという理由でこれを掲載しなかつたことに何ら合理的な理由は見当たらず、これも、被控訴人の『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約の義務に違反し、債務不履行に該当するものといわざるを得ない。これに反する被控訴人の主張は採用することができない。

3 爭点③（控訴人の損害）について

(1) 上記説示のとおり、被控訴人による『パンドラの箱を開ける時』の慶良間編及び第181回の原稿の不掲載は、『パンドラの箱を開ける時』に係る執筆連載契約の債務不履行に該当するものであり、これにより控訴人に損害が生じた場合には、被控訴人はこれを賠償する義務を負うものというべきである。

(2) まず、控訴人は、被控訴人の債務不履行により、慶良間編の50回分の原稿料及び第181回の原稿料相当額合計45万9000円の損害を被った旨主張する。

控訴人は、被控訴人に対し、慶良間編につき5回分及び第181回の各原稿を実際に送付したのであるから、それら6回分に係る原稿料合計5万4000円を被控訴人の債務不履行による損害と認めるのが相当である。

これに対し、慶良間編は5回のみで終了したとは考え難いが、実際に6回目以降にどのような原稿が執筆される予定であったのかを認めるに足りる証拠はない上、『パンドラの箱を開ける時』の第2話を「軍政府は何をしたか」と改題して連載を継続し、『パンドラの箱を開ける時』の連載回数は合計180回に達したから、慶良間編のその余の45回分に係る原稿料を直ちに損害と認めることは困難である。

(3) また、控訴人は、被控訴人の債務不履行により精神的苦痛を被ったとして慰謝料の請求をする。

控訴人は、被控訴人の債務不履行を原因として、『パンドラの箱を開ける時』の第2話の改変を迫られるとともに、結びとなる第181回の原稿を発表できなくなることによって「琉球新報」紙上において作品を完結できなかったことにより、完全な作品を発表することができずに一定の精神的苦痛を受けたものと認めることができる。そして、ドキュメンタリー作家は、精神的作用として作品を執筆し、これが新聞紙上において広く執筆した作品が公表されることにより充足感を得ることができることは明らかであり、そのこ

とが法的保護に値するものであることを否定するいわれはないから、上記のとおりの控訴人の精神的損害も法的保護を受けるものと考えるのが相当である。

そして、控訴人の上記精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額としては、本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、100万円と認めるのが相当である。

(4) 以上によれば、被控訴人の債務不履行による控訴人の損害は合計105万4000円と算定され、被控訴人は控訴人に対してその賠償をすべきである。

4 結論

以上によれば、控訴人の請求は本判決主文第1項(1)の限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を変更することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判長裁判官 今 泉 秀 和

裁判官 岡 田 紀 彦

裁判官 並 河 浩 二

これは正本である。

平成25年7月29日

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判所書記官 小嶺雄大

